

競技部規定

山口県スキー連盟

(趣 旨)

第1条 山口県スキー連盟規約第51条により競技部の規定を定める。

(任 務)

第2条 競技部は常任理事会に直属する専門部門であり、常任理事会及び理事会の諮問に応え、競技スキーの普及指導及び強化を図ることを任務とする。

(組 織)

第3条 競技部は、原則として本連盟に所属する公認資格者、競技スキー経験者・知識人等をもって構成する。

(部門及び役員)

第4条 第2条の任務を達成するために、次の部門及び担当役員を置く。

競技部統括役員	部 長	1名	副部長	若干名		
(1)競技部総務部会	部会長	1名	副部会長	2名以内		
ア 総務委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
イ 企画委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
(2)競技部専門部会	部会長	1名	副部会長	2名以内		
ア 強化委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
	強化ヘッドコーチ	1名	強化アドバイザー	若干名		
	アルペンチーフコーチ	1名	アルペンコーチ	若干名		
	ノースキチーフコーチ	1名	ノースキコーチ	若干名		
			アシスタントコーチ	若干名		
	県高体連スキー部代表役員		専門部長	1名	専門委員長	1名
	県中体連スキー部代表役員		専門部長	1名	専門委員長	1名
	県学生スキー連盟代表役員			2名以内		
	ジュニア育成小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名
	強化合宿小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名
	国体小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名
	大会派遣小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名
	スノーボード小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名
イ 運営委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
	羅漢山ジュニアホーム小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名
	鈴木杯加カ・アルノ国体予選小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名
	県スキー選手権小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名
	十種ヶ峰リゼンスホーム小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名
	県体育大会小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名
	河村杯・運指研修検定会小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名
	全日本選抜ローラー羅漢山小委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員 若干名

(役員を選任)

第5条 競技部の最高責任者は会長とし、競技部統括責任者は、下記に任命する競技部長とする。
2 部長及び副部長は、理事会が決定し会長がこれを委嘱する。
3 部会長、副部会長、委員長、ヘッドコーチは部長の推薦により、常任理事会が決定し会長がこれを委嘱する。
4 その他の役員は、部長の要請により会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第6条 役員任期は通常の理事任期と同一とする。

(役員補選)

第7条 役員任期中途欠員又は職務遂行に不都合の生じた場合は、適時これを補充、交代することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 下記の会議を開催し、その構成員は次のとおりとする。

- (1)競技部総会
会長以下常任理事会構成役員及び競技部構成員全員による。
- (2)競技部会
会長以下常任理事会構成役員及び競技部担当役員全員による。
- (3)競技部委員長会議
会長以下常任理事会構成役員及び部長、副部長、部会長、委員長、副委員長、ヘッドコーチによる。

(4)競技部専門部会議

該当専門部会長、該当委員長、該当副委員長、該当委員、該当ヘッドコーチ及びコーチによる。 必要ある場合は、部長、副部長を加えることができる。

(5)競技部各委員会会議

該当委員長、該当副委員長、該当委員、該当ヘッドコーチ及びコーチによる。 必要ある場合は、部長、副部長及び部会長を加えることができる。

- 2 各会議に議決事項が生じた場合は、各会議の出席者の2分の1以上の賛同をもって決定する。

(競技部総会)

第9条 必要に応じ、会長が招集する。

- 2 競技部の活動内容及びSAJ西日本ブロック協議会・全日本スキー連盟の伝達事項等を報告する。
3 2年毎に競技部総会において、西日本ブロック強化委員を推挙し、部長名で常任理事会に提出する。 常任理事会で承認された強化委員をSAJ西日本ブロック協議会に提出する。

(競技部会)

第10条 必要に応じ会長が招集する。

- 2 競技部の担当役員全員で審議・報告を要する事項を審議する。

(競技部委員長会議)

第11条 必要に応じ、部長が招集する。

- 2 毎年春と秋の開催を定例とし、競技部の行事報告、決算報告、行事計画、予算案など常任理事会に提出する重要な事項を審議する。

(競技部専門部会議)

第12条 必要に応じ、部会長が招集する。

- 2 所管委員会等の業務を取りまとめ、競技部委員長会議へ提出する資料内容等を審議する。

(競技部各委員会会議)

第13条 必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 所管委員会等の担当業務を調査・審議し、競技部専門部会議・委員長会議へ意見を取りまとめ提出する。

(内規)

第14条 競技部に関するその他のことは、内規として別に定める。

(規定の改廃)

第15条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

平成13年6月4日 制 定

山口県スキー連盟競技部委員会等規程

第1条 山口県スキー連盟競技部規定第14条によりこの内規を定める。

第2条 各委員会等は競技部規定第2条に定める任務を全うする為担当する事項を司る。 各委員会等の任務分担及び所管行事は次のとおりとする。

1. 競技部総務部会

(1) 総務委員会

- 1) 競技部(各部、各委員会、小委員会)の行事計画並びに予算・決算の総括に関する事。
理事会・評議員会提出資料の取りまとめ及び作成。
- 2) 県内発刊物に関する事。
スキー山口原稿作成。
- 3) 県内外の当面する競技部関係諸課題並びに施策等諮問された事項について調査・研究し
その対応を答申する。
- 4) 事務局との調整・連絡に関する事。
- 5) 全日本・西日本への行事等報告に関する事。
- 6) 競技部総務部会所管の行事計画並びに予算案作成に関する事。
- 7) その他必要に応じて指示された業務の遂行に当たる。

(2) 企画委員会

- 1) 競技部(各部、各委員会、小委員会)の会議の連絡調整に関する事。
競技部総会及び部会・委員長会議の開催案内文の作成・送付等。
- 2) 競技部の各種行事・大会等の企画・準備に関する事。
各委員会・小委員会より立案された競技部の全ての行事・大会の要項案の作成。
- 3) 教育部及び競技部内各部会間の調整・連絡に関する事。
- 4) 競技関係顕彰者の推薦に関する事。

2. 競技部専門部会

(1) 強化委員会

- 1) 選手強化に関する事。
- 2) 選手の発掘と後継者の育成に関する事。
- 3) 強化合宿の企画・実施に関する事。
- 4) 国体派遣に関する事。
- 5) B級大会等の監督に関する事。
- 6) 本委員会所管の行事計画・要項立案並びに予算案作成に関する事。

(1) ジュニア育成小委員会

- 1) ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2) ジュニア選手の強化に関する事。

(2) 強化合宿小委員会

- 1) 合宿日程・役員等の決定に関する事。
- 2) 合宿要項作成及び申込み受付に関する事。

(3) 国体小委員会

- 1) 国体派遣の準備に関する事。

(4) 大会派遣小委員会

- 1) 派遣大会の調査・連絡に関する事。
- 2) 派遣役員等の決定に関する事。

(2) 運営委員会

- 1) 各競技会の行事計画・要項立案並びに予算案作成に関する事。
- 2) 各競技会の大会運営全てに関する事。
各競技会の抽選・役員配置の決定
各競技会の事前準備・物品の現地持込み
各競技会の会期中の総務担当及び報告書の作成
各競技会の反省点・改善点の取りまとめ及びその検討

(1) 羅漢山ジュニアスラローム大会小委員会

- 1) ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2) 本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3) 本行事の改善点等の検討に関する事。

(2) 鈴木杯クロスカントリー大会・国体アルペン最終予選会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

(3)山口県スキー選手権大会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

(4)山口県体育大会スキー競技会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

(5)十種ヶ峰リーゼンスラローム大会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

(6)河村杯スキー競技会・競技運営指導員研修会検定会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

(7)全日本選抜ローラースキー羅漢山大会小委員会

- 1)ジュニア選手の普及・育成・調査研究に関する事。
- 2)本行事の要項立案・予算案作成に関する事。
- 3)本行事の改善点等の検討に関する事。

第3条 この内規の改廃は、常任理事会の議決による。

平成13年6月4日 制 定

山口県スキー連盟競技部所管行事運営規準

- 第1条 山口県スキー連盟競技部規定第14条によりこの内規を定める。
- 第2条 競技部の所管行事を遂行するに当たり、各年度毎、各行事毎に次の担当役員を選出する。
- (1)責任者
 - (2)競技会構成役員(ジュリーのメンバー、大会役員)
 - (3)総務主任
 - (4)総務
 - (5)競技役員
 - (6)その他の役員
- 2 行事の内容により部長が必要と認めた場合、上記の担当役員以外の役員を置くことができる。
- 第3条 競技部の指名により選任された役員は、次の事項を厳守するものとする。
- (1)競技規則及び基準を熟知し、スキー競技に精通すること。
 - (2)常に万全の体調で事に当たるよう配慮すること。
 - (3)時間を守り、入山・下山時は、速やかに連絡すること。
 - (4)入・下山の交通については、各自が十分注意し他人に迷惑をかけないこと。
 - (5)スキー場や各借上施設等のマナーは厳守し、見本となる行動をとること。
- 第4条 各担当役員の任務は次のとおりとする。
- (1)責任者
 - 1)競技会及び合宿等に関する現場での全ての事項の最終決定者となる。
 - 2)常に全体を掌握し、事ある時は遠やかに明確な決定を下すこと。
 - 3)報告書を連盟に提出すること。
 - (2)競技会構成役員(ジュリーのメンバー、大会役員)
 - 1)SAJ競技規則に示された、各担当業務を遂行する。
 - 2)実務に関する事項を責任者の承認を得て関係役員に指示する。
 - 3)現地の実情等を把握し、円滑な運営がなされるよう配慮すること。
 - 4)常に現状を把握し、責任者に報告すること。
 - (3)総務主任
総務主任は競技会及び合宿の実務の円滑な推進を図るため責任者等との連携を密にし、総務とともに次の事項を行う。
 - 1)競技会及び合宿等に必要な物品の運搬。
 - 2)役員のリフト券の申請、受理及び返却。
 - 3)責任者、役員承認を得て、役員、競技役員の一部屋割りを行うとともに、本部を開設する。
 - 4)本部宿舎との折衝。
 - 5)競技会及び合宿等に関する経理業務。
 - 6)開・閉会式の進行。
 - 7)参加選手の状況並びに経理の状況を日々、責任者、役員に報告すること。
 - 8)競技会及び合宿等に関する事務処理。
 - 9)報告書を作成し、責任者に提出すること。
 - (4)総務
 - 1)常に総務主任を補佐し、円滑な競技会及び合宿等の運営に積極的に協力すること。
 - (5)競技役員
 - 1)与えられた担当業務を十分に行い、円滑な競技会及び合宿等の運営に協力すること。
- 第5条 競技部の所管行事を円滑に遂行するため、現地にて次の会議を責任者が招集する。
- (1)役員ミーティング
 - 1)責任者、競技会構成役員、総務主任を招集し開催する。 必要に応じて総務も招集する。
 - (2)全体ミーティング
 - 1)担当役員全員を招集し開催する。 所管行事の集合時と解散時は必ず開催する。
- 第6条 この内規の改廃は、常任理事会の議決による。

平成13年6月4日 制定